

令和5年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における 特例の措置について（募集人員）

令和5年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置に係る募集人員について、下記のとおり定める。

なお、本募集人員は、令和4年10月20日に令和4年東京都教育委員会第52号議案により、都教育委員会が決定した募集人員に加えて定めるものである。

記

「特例による検査」の募集人員

1 海外帰国・在京外国人生徒枠募集

区分	学校名	募集人員（男女を問わず）
中等教育学校	立川国際中等教育学校	特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する。
中学校	白鷗高等学校附属中学校	

【算定方法】

当該校の特例による検査措置申請者数÷当該校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集における実質倍率（※）＝①

ア ①の値が1に満たないとき **募集人員を1名**とする

イ ①の値が1以上のとき **募集人員を①の値の人数**とする（小数点以下を四捨五入する）

※実質倍率とは受検人員を合格人員（繰上げ合格者を含まない）で除した上で、小数点以下第3位を四捨五入して算出した数値のことをいう。

2 一般枠募集

区分	学校名	募集人員（男女を問わず）
中等教育学校	小石川中等教育学校	特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する。
	桜修館中等教育学校	
	南多摩中等教育学校	
	立川国際中等教育学校	
	三鷹中等教育学校	
中学校	白鷗高等学校附属中学校	
	両国高等学校附属中学校	
	富士高等学校附属中学校	
	大泉高等学校附属中学校	
	武蔵高等学校附属中学校	

【算定方法】

当該校の特例による検査措置申請者数÷当該校の一般枠募集における実質倍率（※）＝①

ア ①の値が1に満たないとき **募集人員を1名**とする

イ ①の値が1以上のとき **募集人員を①の値の人数**とする（小数点以下を四捨五入する）

※実質倍率とは受検人員を合格人員（繰上げ合格者を含まない）で除した上で、小数点以下第3位を四捨五入して算出した数値のことをいう。

第三号議案

令和五年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における
特例の措置について（募集人員）

令和五年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置
について別紙のとおり定める。

令和五年二月二日

東京都教育委員会

令和5年2月2日
都立学校教育部

令和5年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における 特例の措置について（募集人員）

令和5年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置に係る募集人員について、下記のとおり定める。

なお、本募集人員は、令和4年10月20日に令和4年東京都教育委員会第52号議案により、都教育委員会が決定した募集人員に加えて定めるものである。

記

「特例による検査」の募集人員

1 海外帰国・在京外国人生徒募集

区分	学校名	募集人員（男女を問わず）
中等教育学校	立川国際中等教育学校	特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する。
中学校	白鷗高等学校附属中学校	

【算定方法】

当該校の特例による検査措置申請者数÷当該校の海外帰国・在京外国人生徒募集における実質倍率（※）＝①
 ア ①の値が1に満たないとき 募集人員を1名とする
 イ ①の値が1以上のとき 募集人員を①の値の人数とする（小数点以下を四捨五入する）

※実質倍率とは受検人員を合格人員（繰上げ合格者を含まない）で除した上で、小数点以下第3位を四捨五入して算出した数値のことをいう。

2 一般枠募集

区分	学校名	募集人員（男女を問わず）
中等教育学校	小石川中等教育学校	特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する。
	桜修館中等教育学校	
	南多摩中等教育学校	
	立川国際中等教育学校	
	三鷹中等教育学校	
中学校	白鷗高等学校附属中学校	
	両国高等学校附属中学校	
	富士高等学校附属中学校	
	大泉高等学校附属中学校	
	武蔵高等学校附属中学校	

【算定方法】

当該校の特例による検査措置申請者数÷当該校の一般枠募集における実質倍率（※）＝①
 ア ①の値が1に満たないとき 募集人員を1名とする
 イ ①の値が1以上のとき 募集人員を①の値の人数とする（小数点以下を四捨五入する）

※実質倍率とは受検人員を合格人員（繰上げ合格者を含まない）で除した上で、小数点以下第3位を四捨五入して算出した数値のことをいう。

(提案理由)

令和五年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置として、「特例による検査」の募集人員について定める必要がある。